

お客様各位

令和7年3月
福井県信用農業協同組合連合会

生体認証サービスの終了について

平素は、当会をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当会では誠に勝手ではございますが、キャッシュカードを利用したＡＴＭ生体認証サービスの取扱いについて、これまでの利用状況に鑑み、下記のとおりサービス終了させていただくこととなりましたので、お知らせします。なお、現在お持ちの生体認証機能付きキャッシュカードをお持ちの方につきましては、引き続きＩＣキャッシュカードとしてご利用いただけます。

今後ともより一層のサービス向上を努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1 お取扱いを終了するサービス

サービス内容	取扱終了日
ＡＴＭの生体認証サービス	令和7年6月30日（月）

2 生体認証ＩＣキャッシュカードのご利用限度額の変更

生体認証ＩＣキャッシュカードの1日あたりの最大ご利用限度額設定を以下のとおり変更させていただきます。

(1) 変更日

令和7年7月1日（火）

(2) 変更内容

最大ご利用限度額：200万円⇒100万円※1

※1：1日あたりの初期ご利用限度額は50万円となっております。

ご利用限度額の引き上げをご希望される場合は、当会窓口でのお手続きとなります。なお、当会としてご利用限度額の引き上げを推奨するものではありません。

3 その他

- (1) サービス終了以降、ＡＴＭ取引では生体認証は行わず、暗証番号入力のみとなります。また、「生体認証取引」以外の取引限度額を過去に変更されているお客様は、変更額が出金限度額※2となります。

※2：「生体認証取引」以外の限度額を0円に設定されている場合、生体認証サービス終了に伴い、ＡＴＭでの出金や振込取引が利用できなくなります。

- (2) ご不明な点等ございましたら、当会窓口までお問い合わせください。
当会では、これまでもＡＴＭ取引時のセキュリティ対策を実施しており、今後もお客様に安心してご利用いただけるよう取り組んで参ります。

以上